

に伴い、学校環境衛生検査を実施することになるが、それには、日常検査と定期及び臨時検査があり、検査項目として照度、騒音、換気、空気、飲料水等15項目がある。

学校環境衛生検査の実施状況をみると、学校間に大きな差があり、日常検査項目のなかでは、照度、飲料水の検査を実施する学校は、比較的多く、騒音の検査を実施する学校は少ない。

産業、交通の発達に伴い、大気汚染、騒音、悪臭等の公害が社会問題となっている。これらの公害が学校環境にも影響を及ぼし、児童生徒の健康上、教育上重大な問題となっている。

これまでに、公害防止のため、施設面の防止対策を実施もしくは計画している学校は、小学校13校、中学校4校、高等学校1校である。

これらの学校に影響を及ぼしている公害の種類は、表4-2-6のとおり、大気汚染及び騒音であり地域的には、ほとんどいわき地域に集中している。

更に、東北新幹線が開通すれば、沿線500m以内にある学校が、騒音、振動等による被害を受けるものと予想されるが、その学校数は、小・中・高等学校合わせて26校に及ぶものと推測されている。

このように現実には騒音、振動等による被害を受けている地域、あるいは、今後、被害を受けると予想される地域の児童生徒の健康を保持するため、国においては、昭和45年度から公害防止のための校舎改築等の経費を補助して

いる。本県においても、いわき、郡山市を中心として環境の改善事業が行われ、更に昭和48年度から学校環境緑化を促進するための経費を補助している。

従って、今後は、公害防止のための校舎改築等に係る経費補助の引上げを国に要望するなど早急に措置を講ずる必要がある。

また、学校においては、環境衛生の充実を図る必要がある。

表4-2-6 公害による学校の被害状況 (単位：校)

項目 学校種別	大気汚染	騒音	悪臭	左の複合	その他
小学校	5	6	-	2	-
中学校	3	-	-	1	-
高等学校	-	1	-	-	-
計	8	7	-	3	-

注：1. 「保健体育課調査」(昭51)による。

2. ここに掲げている学校は、公害防止対策を講じなければ、児童生徒の健康上、教育上に重大な影響を及ぼすものと考えられ、極めて悪条件にあるものである。

## 2. 施策の基本方向

### (1) 保健室の保有状況

保健室を保有する分校は、本校と比較すると、かなり少ないが、今後も、多くの分校が保健室未設置のまま推移するものと想定される。

また、保健室の設備、備品は、小・中学校ともに十分に整備されているとはいえない状況にある。

従って、昭和60年度までには、保健室を保有しない学校の解消を図るよう努めるとともに、学校の種別、規模等に応じた設備、備品の品目及び数量を整備するよう努める。

### (2) 学校環境

学校環境は、大気汚染、騒音等の影響を受け、児童生徒の健康保持増進の上からもまた、学習